令和７年１２月１日
鶴見青色申告会

小規模企業共済お手続きについて

令和８年１月より、小規模企業共済の取り扱いについては会員様のみのご対応とさせていただきます。

会員様ではない方へは　ご案内のみとさせていただき、お手続きはご自身で行っていただくか、金融機関にて行っていただきます様お願い申し上げます。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。